平成２８年（フ）第５７４号
埼玉県狭山市大字水野454番地の10　牛窪第２コーポ201、前住所埼玉県狭山市大字水野469番地の11
債務者　近藤　眞二
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１０４２号
千葉市緑区あすみが丘東２丁目22番地１　セディア・ヴィラージュⅡ101号
債務者　石黒　有賀（旧姓中野・真田）
1　決定年月日時　平成28年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１０５３号
千葉県市川市宮久保６丁目13番９号
債務者　佐川　**邦**子
1　決定年月日時　平成28年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１１１７号
千葉県八千代市大和田279番地１　ミラベル大和田201
債務者　山中　　仁
1　決定年月日時　平成28年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１１３８号
千葉県船橋市前原西８丁目４番15号　ハイツＹＫ102号
債務者　髙橋ひとみ
1　決定年月日時　平成28年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１１４３号
千葉県船橋市駿河台２丁目16番35号　トキワハイツ101号、申立時の住所千葉県船橋市高野台１丁目18番54号
債務者　玉澤重五郎
1　決定年月日時　平成28年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１１４４号
千葉県船橋市駿河台２丁目16番35号　トキワハイツ101号、申立時の住所千葉県船橋市高野台１丁目18番54号
債務者　玉澤美恵子
1　決定年月日時　平成28年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１１５９号
千葉県八千代市八千代台南３丁目24番20号　サンシティ88Ｄ―102
債務者　清水美恵子
1　決定年月日時　平成28年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１１９７号
千葉県船橋市東中山２丁目２番９号　ロフティクマカワ101号
債務者　木村　孝子
1　決定年月日時　平成28年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第３７号
京都府福知山市土師新町４丁目65番地
債務者　芦田　利恵（旧姓谷口）
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２８年（フ）第６５０号
北九州市小倉北区三郎丸３丁目２番12―302号
債務者　和田　隆一
1　決定年月日時　平成28年11月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１１０号
北海道白老郡白老町日の出町３丁目10番７―101号青葉団地Ｇ棟101号
債務者　塚見　時雄
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２８年（フ）第１３１号
群馬県邑楽郡板倉町大字下五箇甲1599番地の２
債務者　岡田　直樹
1　決定年月日時　平成28年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第１３４号
群馬県邑楽郡邑楽町大字中野1902番地１、前住所群馬県館林市緑町２丁目27番19号　ベルメゾン緑―201
債務者　本澤　有**那**（旧姓齋藤）
1　決定年月日時　平成28年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第１３５号
群馬県太田市下浜田町474番地66　キュウブ下浜田Ａ―209号、前住所群馬県太田市新井町534番地７
債務者　藤田　時男
1　決定年月日時　平成28年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第２５３号
愛知県岩倉市栄町２丁目18番地　栄ハイツ201号
債務者　所　　陵介
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
名古屋地方裁判所一宮支部